

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会

W. Co 基金運営規約

第1章 総 則

(主旨)

第1条 この規約は神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会(以下、連合会という)のW. Co 基金の設置及び基金管理・運営・助成決定に関し、必要な事項を定める。

(基金の目的)

第2条 この基金はW. Co はもとより、個人の自由意志の寄付を基盤とし、市民セクターの拡大とその創出の支援を目的とする。

- 1) 個人、W. Co の自由意志の寄付を基盤とする。
- 2) 寄付文化を育て、自分たちのお金が有効に使われる(お金が見える・活きる・まわる)しくみをつくる。
- 3) W. Co 基金制度はW. Co による、「自前のコミュニティファンド」としてW. Co の事業と運動の発展に寄与する。
- 4) 新規W. Co の設立を支援する。
- 5) 多様性を持つW. Co の労働条件、及び内容をふまえて、継続することが困難なW. Co を支援することを可能にする。
- 6) 支えあう・助け合うという理念を生かし、W. Co の参加を広げ、基金の内実を高める。

(基本財産)

第3条 基金の原資は主旨に賛同する団体及び個人の寄付金をもって構成され、連合会に有する。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第4条 基金の適正な運営・管理を図るため、連合会理事会のもとに委員会を設置する。

(委員会の役割)

第5条 委員会は次の事項を行う。

- 1) 助成事業の原資を確保するための寄付金の呼びかけに関する事項
- 2) 基金の管理・運営に関する事項
- 3) その他

(委員会の構成)

第6条 各部門から選出された委員と担当理事1名で構成する。

2 委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

(委員長の職務)

第7条 委員長は、会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は原則として2年とする。ただし再任はさまたげない。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第3章 事業

(事業年度)

第10条 事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(助成の選考)

第11条 この基金による助成事業については、別に定めるところにより選考する。

第4章 規約の改廃等

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は連合会理事会で行う。

(残余財産の処分)

第13条 この基金の廃止にともなう残余財産は、連合会総会において3/4以上の議決を経て処分されなければならない。

第5章 雑則

第14条 この規約に定めるものの他必要な事項は別に定める。

(付則)

- 1 この規約は 2004年 9月28日から施行する。
- 2 任期については、改定初年度に限り、次の通常総会までとする。
- 3 附則の2. 3. は2020年の通常総会以降記載しない。

改定 2010年 4月10日
改定 2012年 5月23日
改定 2016年 5月25日
改定 2019年 5月21日